

サイバーセキュリティお助け隊サービスマーク 使用規約

令和3年3月10日制定

1. 目的

本規約は、サイバーセキュリティお助け隊サービス（以下「お助け隊サービス」という。）として登録されたサービスに関し、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）による許諾に基づきサイバーセキュリティお助け隊サービスマーク（以下「サービスマーク」という。）が使用される際に適用される事項を定めるものである。

2. サービスマークの使用許諾

サービスマークは、お助け隊サービスとして登録されたサービスに関し、原則としてその登録が有効に存続している限りにおいて、IPAによりその使用が許諾されるものである。本許諾は、一のサービス登録番号に対してなされるものであって、同一主体に対する許諾であってもサービスごとになされるものであると同時に、一のサービス登録番号にかかわる登録申請者を含む全ての事業者（当該サービスにかかわる事業者として登録されている者に限る。以下、「チーム」という。）に対しなされるものである。

3. サービスマークの使用

- (1) チームは、本規約が定めるところに従って、カタログ、パンフレット、説明書、宣伝・広告用資料、及びウェブサイト等にサービスマークを無償で使用することができる。
- (2) サービスマークの使用は、判読可能な範囲内で単純に拡大・縮小する態様での使用に限る。具体的な使用方法等については、使用者向けにIPAより提供される「サービスマーク使用ガイドライン」を参照のこと。

4. 使用手続等

- (1) IPAは、お助け隊サービスの登録情報に照らしサービスマークの使用を許諾するため、IPA宛てにその使用申込を行うことはできない。なお、IPAは、必要と認められる場合には、登録申請者に対しその登録情報について個別に照会することがある。
- (2) IPAはサービスマークの使用を許諾する場合、登録申請者に対し、サービスマークの使用を許諾する旨とサービスマークのダウンロードの方法とを書面又は電磁的方法により通知する。チームは、本通知において使用開始日としてIPAにより指定された日から、原則として本サービスにかかる登録が存続している限りにおいてサービスマークの使用をすることができる。
- (3) サービスマークのダウンロードの方法その他サービスマークの使用開始に際してIPAが開示した情報は、本サービスマークの適正な運用のための重要な情報であるため、他人にみだりに開示・漏洩等してはならない。
- (4) サービスマークの使用者が本規約に違反した場合、又はその強い疑いがあり、お

助け隊サービス制度に対する社会的信頼保持等の観点からの IPA による是正指示等に応じない場合には、IPA は、そのサービスにかかる登録の存否にかかわらず上記（２）によるその使用許諾を取り消す場合がある。

- （５）本項の手続を経てサービスマークの使用が許諾された後、そのサービスにかかる登録の取消等の事情によりサービスマークの使用許諾の前提を欠くに至った場合には、IPA は、サービスマークの使用者からの申し出に基づき、又は裁量により、サービスマークの許諾を取り消す旨を書面又は電磁的方法により通知する。この場合、本通知において効力発生日として IPA により指定された日に効力が発生することとする。

5. 禁止事項

以下の場合にはサービスマークを使用することはできない。

- （１）主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- （２）法令、公序良俗、健全な社会通念に反すると認められるような方法で使用する場合
- （３）お助け隊サービスとして登録されたサービスとは無関係の商品やサービスの品質・安全性を担保又は証明するような使用若しくは保証すると誤認させるような使用をする場合
- （４）不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- （５）登録申請に際して不実記載または事実の不記載、その他虚偽の申出等をした場合
- （６）「お助け隊サービス」の趣旨に反し、または IPA 或いは他人の正当な法的利益を侵害する言動がある場合

6. 反社会的勢力排除に関する誓約

サービスマーク使用希望者は、反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを誓約した者に限る。

7. 事故・苦情等の処理

サービスマークを使用した活動等に関して、またはその過程において、事故・苦情等が発生した場合は、サービスマークの使用者が自己の責任において対応し解決すること。サービスマークの使用に起因する自己または他人の損害、損失、第三者との紛争等について、IPA は一切関知せず、また一切の責任を負わない。

8. 規約等の改訂

本規約は、今後必要に応じて、事前の通知なく改訂される場合がある。その場合、改訂後の内容は、それがウェブ上で閲覧可能となった時点から各使用者にも有効に適用されるものとする。

以上